

徳島県告示第百八十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所支援の種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	支援の種類		指定年月日
アステル株式会社	徳島市山城西四丁目一六番地四サンステージ山城一階	あすてる	小松島市金磯町三番八九号	児童発達支援 放課後等デイサービス		令和六年二月一日
株式会社Uilu Life	同 中島田町二丁目六五番地の四	児童発達支援ぱずる	徳島市末広五丁目一七〇	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援		同
株式会社鎌倉総合企画	香川県高松市木太町四二八四番地八	ナイスくわじま	名西郡石井町高原字桑島二八二八	児童発達支援		同日 三月
株式会社あいライン	徳島市佐古七番町八番一号	児童発達支援アンデルセンnorth	徳島市北島田町一丁目二八番地一	同		同
社会福祉法人はぐくみ会	板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬四八番地一	児童発達支援事業所ハウオリ	板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬四八番地一	児童発達支援 保育所等訪問支援		同日 四月
合同会社テトテ	鳴門市瀬戸町明神字下本城	デイサービスぱんどら	鳴門市撫養町弁財天字ハマ	児童発達支援		同



